

別 添

別紙 2 及び別紙 3 を次のとおり改める。

収支予算の明細

[百万円(消費税込み)]

| | | 新たな資産形成に係らない部分 | | | 新たな資産形成に係る部分 | | | | | | | | |
|--------|--------|----------------|-----------|-----------|--------------|---------|---------|---------|-------|----------|------------|---------|---------|
| | | 収入 | 支出 | | 収入 | | | 支出 | | | 債務 | | |
| | | 料金収入 | 計画管理費 | 貸付料支払い | 有利子借入金 | 無利子借入金等 | 新設・改築費等 | 修繕費等 | 災害復旧費 | 債務残高(期首) | 機構への引き渡し債務 | | |
| | | | | | | | | | | | 有利子借入金 | 社会資本借入金 | 無利子借入金 |
| 2006年度 | 平成18年度 | 189,911 | 42,188 | 147,723 | 26,172 | 15,572 | 34,054 | 4,620 | 3,070 | 87,007 | 7,762 | 0 | 0 |
| 2007年度 | 平成19年度 | 190,640 | 43,654 | 146,986 | 30,946 | 20,139 | 46,687 | 4,399 | 0 | 120,988 | 4,399 | 0 | 0 |
| 2008年度 | 平成20年度 | 191,065 | 44,567 | 146,498 | 34,559 | 21,536 | 48,490 | 7,605 | 0 | 167,675 | 7,605 | 0 | 0 |
| 2009年度 | 平成21年度 | 177,337 | 45,676 | 131,661 | 36,729 | 23,318 | 52,179 | 7,868 | 0 | 216,165 | 7,868 | 0 | 0 |
| 2010年度 | 平成22年度 | 181,344 | 45,889 | 135,455 | 47,770 | 28,216 | 67,595 | 8,392 | 0 | 268,344 | 53,974 | 0 | 22,814 |
| 2011年度 | 平成23年度 | 170,939 | 45,336 | 125,603 | 46,654 | 25,000 | 60,942 | 10,712 | 0 | 267,543 | 48,307 | 0 | 11,776 |
| 2012年度 | 平成24年度 | 175,056 | 43,892 | 131,164 | 49,938 | 23,900 | 61,045 | 12,793 | 0 | 279,114 | 91,591 | 0 | 67,939 |
| 2013年度 | 平成25年度 | 181,044 | 43,219 | 137,825 | 39,721 | 15,000 | 40,615 | 14,105 | 0 | 193,423 | 21,353 | 0 | 2,378 |
| 2014年度 | 平成26年度 | 187,241 | 42,442 | 144,799 | 38,068 | 9,200 | 33,103 | 14,165 | 0 | 224,412 | 185,463 | 0 | 86,217 |
| 2015年度 | 平成27年度 | 197,517 | 43,559 | 153,958 | 15,178 | 0 | 0 | 15,178 | 0 | 0 | 15,178 | 0 | 0 |
| 2016年度 | 平成28年度 | 200,400 | 42,659 | 157,741 | 15,172 | 0 | 0 | 15,172 | 0 | 0 | 15,172 | 0 | 0 |
| 2017年度 | 平成29年度 | 204,113 | 42,499 | 161,614 | 15,174 | 0 | 0 | 15,174 | 0 | 0 | 15,174 | 0 | 0 |
| 2018年度 | 平成30年度 | 252,175 | 42,802 | 209,373 | 15,175 | 0 | 0 | 15,175 | 0 | 0 | 15,175 | 0 | 0 |
| 2019年度 | 平成31年度 | 258,643 | 42,047 | 216,596 | 17,333 | 1,400 | 3,686 | 15,047 | 0 | 0 | 15,047 | 0 | 0 |
| 2020年度 | 平成32年度 | 264,381 | 42,338 | 222,043 | 18,533 | 1,800 | 5,282 | 15,051 | 0 | 3,686 | 20,819 | 0 | 3,200 |
| 2021年度 | 平成33年度 | 264,981 | 43,169 | 221,812 | 16,055 | 0 | 0 | 16,055 | 0 | 0 | 16,055 | 0 | 0 |
| 2022年度 | 平成34年度 | 265,148 | 43,009 | 222,139 | 16,061 | 0 | 0 | 16,061 | 0 | 0 | 16,061 | 0 | 0 |
| 2023年度 | 平成35年度 | 266,041 | 42,929 | 223,112 | 16,092 | 0 | 0 | 16,092 | 0 | 0 | 16,092 | 0 | 0 |
| 2024年度 | 平成36年度 | 265,049 | 42,847 | 222,202 | 16,098 | 0 | 0 | 16,098 | 0 | 0 | 16,098 | 0 | 0 |
| 2025年度 | 平成37年度 | 264,784 | 42,949 | 221,835 | 16,166 | 0 | 0 | 16,166 | 0 | 0 | 16,166 | 0 | 0 |
| 2026年度 | 平成38年度 | 264,519 | 43,085 | 221,434 | 16,172 | 0 | 0 | 16,172 | 0 | 0 | 16,172 | 0 | 0 |
| 2027年度 | 平成39年度 | 264,979 | 43,132 | 221,847 | 16,329 | 0 | 0 | 16,329 | 0 | 0 | 16,329 | 0 | 0 |
| 2028年度 | 平成40年度 | 263,990 | 43,028 | 220,962 | 16,331 | 0 | 0 | 16,331 | 0 | 0 | 16,331 | 0 | 0 |
| 2029年度 | 平成41年度 | 263,726 | 43,111 | 220,615 | 16,335 | 0 | 0 | 16,335 | 0 | 0 | 16,335 | 0 | 0 |
| 2030年度 | 平成42年度 | 263,463 | 43,388 | 220,075 | 16,352 | 0 | 0 | 16,352 | 0 | 0 | 16,352 | 0 | 0 |
| 2031年度 | 平成43年度 | 263,128 | 43,287 | 219,841 | 17,565 | 0 | 0 | 17,565 | 0 | 0 | 17,565 | 0 | 0 |
| 2032年度 | 平成44年度 | 261,359 | 43,260 | 218,099 | 17,567 | 0 | 0 | 17,567 | 0 | 0 | 17,567 | 0 | 0 |
| 2033年度 | 平成45年度 | 260,314 | 43,303 | 217,011 | 17,640 | 0 | 0 | 17,640 | 0 | 0 | 17,640 | 0 | 0 |
| 2034年度 | 平成46年度 | 259,272 | 42,932 | 216,340 | 17,644 | 0 | 0 | 17,644 | 0 | 0 | 17,644 | 0 | 0 |
| 2035年度 | 平成47年度 | 258,943 | 43,089 | 215,854 | 17,647 | 0 | 0 | 17,647 | 0 | 0 | 17,647 | 0 | 0 |
| 2036年度 | 平成48年度 | 257,202 | 43,042 | 214,160 | 17,653 | 0 | 0 | 17,653 | 0 | 0 | 17,653 | 0 | 0 |
| 2037年度 | 平成49年度 | 256,174 | 43,009 | 213,165 | 17,653 | 0 | 0 | 17,653 | 0 | 0 | 17,653 | 0 | 0 |
| 2038年度 | 平成50年度 | 255,149 | 43,208 | 211,941 | 17,695 | 0 | 0 | 17,695 | 0 | 0 | 17,695 | 0 | 0 |
| 2039年度 | 平成51年度 | 254,825 | 43,062 | 211,763 | 17,934 | 0 | 0 | 17,934 | 0 | 0 | 17,934 | 0 | 0 |
| 2040年度 | 平成52年度 | 253,112 | 42,954 | 210,158 | 17,930 | 0 | 0 | 17,930 | 0 | 0 | 17,930 | 0 | 0 |
| 2041年度 | 平成53年度 | 252,099 | 43,008 | 209,091 | 17,935 | 0 | 0 | 17,935 | 0 | 0 | 17,935 | 0 | 0 |
| 2042年度 | 平成54年度 | 251,091 | 42,996 | 208,095 | 17,942 | 0 | 0 | 17,942 | 0 | 0 | 17,942 | 0 | 0 |
| 2043年度 | 平成55年度 | 250,772 | 42,859 | 207,913 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 |
| 2044年度 | 平成56年度 | 249,086 | 42,778 | 206,308 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 |
| 2045年度 | 平成57年度 | 248,090 | 42,984 | 205,106 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 |
| 2046年度 | 平成58年度 | 247,098 | 42,814 | 204,284 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 |
| 2047年度 | 平成59年度 | 246,783 | 42,717 | 204,066 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 | 17,940 | 0 | 0 |
| 2048年度 | 平成60年度 | 245,125 | 42,607 | 202,518 | 17,952 | 0 | 0 | 17,952 | 0 | 0 | 17,952 | 0 | 0 |
| 2049年度 | 平成61年度 | 244,144 | 42,386 | 201,758 | 17,951 | 0 | 0 | 17,951 | 0 | 0 | 17,951 | 0 | 0 |
| 2050年度 | 平成62年度 | 121,581 | 40,220 | 81,361 | 12,199 | 0 | 0 | 12,199 | 0 | 0 | 12,199 | 0 | 0 |
| 計 | | 10,603,833 | 1,939,929 | 8,663,904 | 959,722 | 185,081 | 453,679 | 688,054 | 3,070 | | 1,037,485 | 0 | 194,324 |

(注1) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

別紙3〔1〕中「料金の額」を「均一料金の額」に改め、1を次のように改める。

1 通常料金の額

阪神高速道路における阪神東線(本文記1高速道路の路線名中、 から 、 のうち大阪市西淀川区中島二丁目地先から泉大津市臨海町一丁目までの区間、 から 、 のうち西宮市武庫川町から尼崎市東本町一丁目までの区間及び のうち西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町地先までの区間をいう。以下同じ。)、阪神西線(本文記1高速道路の路線名中、 、 のうち西宮市今津水波町から同市武庫川町までの区間、 のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間及び から の路線をいう。以下同じ。)及び阪神南線(本文記1高速道路の路線名中、 のうち泉大津市臨海町一丁目から泉佐野市りんくう往来北までの区間をいう。以下同じ。)の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。)

阪神東線にあつては1台につき 700円

阪神西線にあつては1台につき 500円

阪神南線にあつては1台につき 500円

大型車(車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。)

阪神東線にあつては1台につき 1,400円

阪神西線にあつては1台につき 1,000円

阪神南線にあつては1台につき 1,000円

別紙3〔1〕1(2)及び(3)を削り、2を次のように改める。

2 特定料金の額

(1)下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記1の規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。

| 路線名 | 特定料金の徴収区間 | 特定料金 | |
|------|------------------------------|------|------|
| | | 普通車 | 大型車 |
| 特定区間 | 兵庫県道高速大阪西宮線 | 150円 | 300円 |
| | 大阪府道高速湾岸線 | | |
| 特定区間 | 大阪府道高速大阪東大阪線 | 200円 | 400円 |
| | 大阪府道高速湾岸線 | | |
| | 大阪府道高速道路西大阪線 | | |
| | 兵庫県道高速湾岸線 | | |
| | 兵庫県道高速神戸西宮線及び 兵庫県道高速大阪西宮線 | | |
| | 兵庫県道高速湾岸線 | | |
| 特定区間 | 大阪府道高速大阪池田線及び 兵庫県道高速大阪池田線 | 300円 | 600円 |

(2) 下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記1の規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道2号(第二神明道路)のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあっては、同表の特定料金の欄に掲げる料金の額を、同表の区間のみを通行について阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道2号(第二神明道路)のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

| 路線名 | 特定料金の徴収区間 | 特定料金 | | |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------|------|------|------|
| | | 普通車 | 大型車 | 特大車 |
| 兵庫県道高速北神戸線及び 神戸市道高速道路湾岸線 | 神戸市西区伊川谷町潤和から 同町井吹まで及び 同市垂水区名谷町字入野から 同町字前田まで | 200円 | 300円 | 700円 |

(注)上の表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添1のとおりとする。

別紙3〔1〕3を次のように改める。

3 均一料金において割引を適用する自動車及び割引率等

(1)一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車(ETCシステムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカードを使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。)のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。

なお、上記にいう「ETCシステム」は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCカード」は、同令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が定めたETCシステム利用規程(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードを、「ETCクレジットカード」は、会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与を受けたETCカードをいう(以下同じ。)

割引率

イ ポイントの付与

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額(平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1.高速道路の路線名」中及びの路線(以下「京都圏」という。)における月間利用額と合算して計算する。以下記〔2〕2(1)イにおいて同じ。)に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

| 基本ポイント | 加算ポイント | |
|---------------------------|-----------------------|---------------------|
| | 月間利用額区分 | ポイント付与 (100円につき) |
| 一通行ごと 100円につき 3ポイント | 10,000円以下の部分 | 0ポイント |
| | 10,000円超～35,000円以下の部分 | 3ポイント |
| | 35,000円超～70,000円以下の部分 | 5ポイント |
| | 70,000円を超える部分 | 10ポイント |

ロ ポイントによる割引

一の ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が 100 ポイント以上の場合に、100 ポイントを 100 円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記ロに定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC 車のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与された ETC カード(以下「ETC コーポレートカード」という。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記 2 (2) の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

イ 車両単位割引

一の ETC コーポレートカードごとに ETC システムを利用して無線通信により徴収する料金の額の 1 ヶ月の合計額(京都圏における月間利用額と合算して計算する。以下記〔2〕2 (2) イにおいて同じ。)に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

| 月間利用額区分 | 割引率 |
|-------------------------|-----|
| 5,000 円以下の部分 | 0% |
| 5,000 円超～10,000 円以下の部分 | 3% |
| 10,000 円超～35,000 円以下の部分 | 6% |
| 35,000 円超～70,000 円以下の部分 | 8% |
| 70,000 円を超える部分 | 13% |

ロ 契約単位割引

記 に定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計額(京都圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

ハ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(3) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車(ただし、記2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。)

割引率

イ 区分及び時間帯に応じた割引

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引率を適用し、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。ただし、土曜日・日曜日・祝日における普通車は、同表にかかわらず、30%の割引率を適用し、割引率を乗じて得た割引額に50円未満の端数が生じる場合は、割引額を50円単位に24捨25入する。

| 区分 | 時間帯 | 割引率 |
|-----------------|----------------|-----|
| 平日 (月曜日～金曜日) | 0:00以後～6:00前 | 20% |
| | 22:00以後～24:00前 | |
| 土曜日・日曜日・祝日 | 0:00以後～24:00前 | 20% |

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日(月曜日～金曜日)は、祝日以外の日とする(以下同じ。)

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(4) 湾岸線連続利用割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

兵庫県道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神西線を連続して通行するE T C車又は大阪府道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神南線を連続して通行するE T C車。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

割引額

割引額は、阪神東線と阪神西線又は阪神東線と阪神南線を連続して通行することに、次のとおりとする。

普通車 100円

大型車 200円

(5) 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線(新神戸トンネル有料道路)を連続して通行するE T C車

割引額

普通車 300円

大型車 600円

(6) 池田線端末平日通勤時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間のみを通行する E T C 車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

| 区分 | 時間帯 | 割引額 | |
|-----------------|------------------|-------|-------|
| | | 普通車 | 大型車 |
| 平日 (月曜日～金曜日) | 6:00 以後～9:00 前 | 150 円 | 300 円 |
| | 17:00 以後～20:00 前 | | |

(7) 西大阪線早朝夜間割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間のみを通行する E T C 車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

| 区分 | 時間帯 | 割引額 | |
|----|------------------|------|-------|
| | | 普通車 | 大型車 |
| 全日 | 0:00 以後～6:00 前 | 80 円 | 150 円 |
| | 22:00 以後～24:00 前 | | |

(8) E T C 前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C クレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

| 利用可能額 | 料金(前払金) | 割引率 |
|----------|----------|-------|
| 10,500 円 | 10,000 円 | 約 5% |
| 58,000 円 | 50,000 円 | 約 14% |

(9) E T C 路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を E T C システムを利用して無線通信により行おうとする路線バス(乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がある主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。)。ただし、記 2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

割引率は 39% 以下とする。

(10) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は50%以下とする。

(11) 環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車のうち大型車

割引率

割引率は20%とする。

割引を適用する区間

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間とする。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記又は記の内容を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(12) 湾岸線2線通し通行券については、以下のとおりとする。

阪神東線の通常料金を徴収する区間及び兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間を連続して通行する現金により料金を徴収する大型車については、次の割引率の通行券を発行する。

| | |
|---------|------|
| 販売価格 | 割引率 |
| 2,200 円 | 約 8% |

(1 3) 湾岸線 3 線通し通行券については、以下のとおりとする。

現金により料金を徴収する全自動車で、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間、大阪府道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間及び大阪府道高速湾岸線のうち阪神南線の通常料金を徴収する区間を連続して通行するものについては、次の割引率の通行券を発行する。

| 普通車 | | 大型車 | |
|---------|-------|---------|-------|
| 販売価格 | 割引率 | 販売価格 | 割引率 |
| 1,500 円 | 約 12% | 3,000 円 | 約 12% |

(1 4) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C 車

割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間（ 1 年間を限度とする。）を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(1 5) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(16) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及びE T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、湾岸線連続利用割引、新神戸トンネル連続利用割引、時間帯割引のいずれか又は2以上の割引を重複適用した場合(以下「重複割引等」という。)の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。

E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引、時間帯割引、湾岸線連続利用割引、新神戸トンネル連続利用割引、池田線端末平日通勤時間帯割引、西大阪線早朝夜間割引、E T C前納割引及び環境ロードプライシングの相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

なお、時間帯割引と西大阪線早朝夜間割引との重複適用後の料金の額は、特定料金の額の半額を下回らないものとする。

イ 重複適用の有無

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|--------|-----|-----|-----|----|-----|----|------------|
| | マイレージ | | | | | | | | ・・・重複適用あり |
| 大口・多頻度 | × | 大口・多頻度 | | | | | | | ×・・・重複適用なし |
| 時間帯 | | | 時間帯 | | | | | | |
| 湾岸線 | | | | 湾岸線 | | | | | |
| 新神戸 | | | | | 新神戸 | | | | |
| 池田 | | | × | × | × | 池田 | | | |
| 西大阪 | | | | × | × | × | 西大阪 | | |
| 前納 | × | × | | | | | | 前納 | |
| 環境R P | | | | | | × | × | | 環境R P |

(注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引、「湾岸線」は湾岸線連続利用割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「池田」は池田線端末平日通勤時間帯割引、「西大阪」は西大阪線早朝夜間割引、「前納」はE T C前納割引、「環境R P」は環境ロードプライシングをそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|------------------------------------------|
| 1 | 湾岸線連続利用割引、池田線端末平日通勤時間帯割引 又は西大阪線早朝夜間割引 |
| 2 | 新神戸トンネル連続利用割引 |
| 3 | 環境ロードプライシング |
| 4 | 時間帯割引 |
| 5 | 一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又はETC前納割引 |

別紙3〔3〕2中「次に定める路線又は区間」を「下表のA路線欄に掲げる路線とB路線に掲げる路線と」に、「当分」を「会社が別に定める日まで」に改め、別紙3〔3〕2中(1)から(6)までを次のように改める。

| A 路線 | B 路線 | 備考 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 大阪府道高速大阪堺線 | 大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間） | A 路線と B 路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。 |
| 大阪府道高速大阪西宮線 | 大阪府道高速湾岸線 | A 路線と B 路線とが大阪市道高速道路淀川左岸線によって接続するまでの間に限る。 |
| 兵庫県道高速神戸西宮線 （神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間） | 兵庫県道高速湾岸線 | |
| 兵庫県道高速神戸西宮線 | 兵庫県道高速北神戸線 | A 路線と B 路線とを接続する阪神高速道路の路線が供用されるまでの間に限る。 |
| 大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線 | 大阪府道高速大阪池田線 （大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間） | A 路線から B 路線へ通行する場合に限る。 |
| 神戸市道高速道路 2 号線 | 兵庫県道高速神戸西宮線 | A 路線が B 路線と接続するまでの間に限る。 |

別紙3〔3〕中3及び4を削り、別紙3〔3〕5中(1)から(4)までを次のように改める。

- (1) 記〔1〕に掲げる事項は平成21年4月1日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。
- (2) 記〔2〕に掲げる事項は、平成23年度以降における会社が別に定める日以降から適用し、それまでの間は、均一料金の額を適用する。

- (3) 記〔2〕に掲げる対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T Cの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、湾岸線への迂回誘導割引、高速自動車国道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限抑制等の負担軽減措置など道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく措置のほか、乗継の取扱い、環状線等路線の特性に応じた措置なども含め、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行うものとする。
- (4) 兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線(新神戸トンネル有料道路)を連続して通行するE T C車への記〔1〕3(5)に定める割引の適用は、会社が別に定める日から実施する。
- (5) 記〔1〕3(3) イただし書に掲げる事項については、平成23年3月31日まで実施する。
- (6) 記〔1〕3(11)、同(12)、同(13)、記〔2〕2(7)、同(8)及び同(9)に掲げる事項については、会社が別に定める日まで実施する。
- (7) 平成21年度における会社が別に定める日までの間においては、記〔1〕3(1) ロに定める割引の適用については、ポイントの累積数が500ポイント以上の場合にのみ適用するものとする。
- (8) 会社が別に定める日までの間にあつては、記〔1〕3(5) に定める自動車に係る割引相互間の重複適用の順序は、会社が別に定めるものとする。

別紙3〔3〕中5を3とする。

別紙3中〔3〕を〔4〕とし、〔2〕を〔3〕とし、〔1〕の次に次を加える。

〔2〕対距離料金の額

1 通常料金の額

阪神高速道路の料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとするが、対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T Cの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、湾岸線への迂回誘導割引、高速自動車国道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限抑制等の負担軽減措置など道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく措置のほか、乗継の取扱い、環状線等路線の特性に応じた措置なども含め、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行うものとする。

(1) 対距離料金の額

1 キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

利用 1 回に対して課する固定額

利用 1 回に対して課する普通車の料金の額は、276.19円とする。

大型車の 1 キロメートル当たりの料金の額及び利用 1 回に対して課する固定額は、普通車の 2 倍とする。

(2) 適用方法

キロ程

阪神高速道路の出入口等(阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社又は神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。)の間の利用距離は、別添 2 のキロ程によるものとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添 2 に掲げる表について軽微な変更を行う場合、事前に国土交通大臣に届出する。

出入口等間の料金の計算額

出入口等間の料金の計算額は、記 1 に定める出入口等間のキロ程に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L \times R + F$ (単位:円)

注) 上記計算式において L、R 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 出入口等間のキロ程 (単位:キロメートル)

R : 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)

F : 利用 1 回に対して課する固定額 (単位:円)

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2) に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間の料金の計算額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

2 対距離料金において割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC 車のうち、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ ポイントの付与

一の ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードごとに ETC システムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の 1 ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

| 基本ポイント | 加算ポイント | |
|---------------------------|-----------------------|---------------------|
| | 月間利用額区分 | ポイント付与 (100円につき) |
| 一通行ごと 100円につき 3ポイント | 10,000円以下の部分 | 0ポイント |
| | 10,000円超～35,000円以下の部分 | 3ポイント |
| | 35,000円超～70,000円以下の部分 | 5ポイント |
| | 70,000円を超える部分 | 10ポイント |

ロ ポイントによる割引

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記ロに定めるほか、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 事業者向け多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車のうち、利用約款により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、車載器を備え、かつ、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ 車両単位割引

一のETCコーポレートカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1カ月の合計額に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

| 月間利用額区分 | 割引率 |
|-----------------------|-----|
| 5,000円以下の部分 | 0% |
| 5,000円超～10,000円以下の部分 | 3% |
| 10,000円超～35,000円以下の部分 | 6% |
| 35,000円超～70,000円以下の部分 | 8% |
| 70,000円を超える部分 | 13% |

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(3) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C 車

割引率

割引率は、阪神高速道路ネットワークの有効活用の観点で、会社が別に定める。

(4) E T C 前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C クレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

| 利用可能額 | 料金(前払金) | 割引率 |
|----------|----------|-------|
| 10,500 円 | 10,000 円 | 約 5% |
| 58,000 円 | 50,000 円 | 約 14% |

(5) E T C 路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を E T C システムを利用して無線通信により行おうとする路線バス

割引率

割引率は 39% 以下とする。

(6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法第 14 条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限り。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱の定めるところにより交付されている手帳に、以下のイ又は口の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が E T C システムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は50%以下とする。

(7) 環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車のうち大型車

割引率

割引率は20%とする。

割引を適用する区間

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間とする。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 又は記 の内容を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(8) 湾岸線2線通し通行券については、以下のとおりとする。

阪神東線の通常料金を徴収する区間及び兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間を連続して通行する現金により料金を徴収する大型車については、次の割引率の通行券を発行する。

| 販売価格 | 割引率 |
|--------|-----|
| 2,200円 | 約8% |

(9) 湾岸線3線通し通行券については、以下のとおりとする。

現金により料金を徴収する全自動車で、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間、大阪府道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間及び大阪府道高速湾岸線のうち阪神南線の通常料金を徴収する区間を連続して通行するものについては、次の割引率の通行券を発行する。

| 普通車 | | 大型車 | |
|--------|------|--------|------|
| 販売価格 | 割引率 | 販売価格 | 割引率 |
| 1,500円 | 約12% | 3,000円 | 約12% |

(10) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

ETC車

割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間(1年間を限度とする。)を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(1 1) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(1 2) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及び E T C 前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引、時間帯割引、E T C 前納割引及び環境ロードプライシングの相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

| | | | | | |
|--------|-------|-----|-----|----|------------|
| | マイレージ | | | | ・・・重複適用あり |
| 多頻度 | × | 多頻度 | | | ×・・・重複適用なし |
| 時間帯 | | | 時間帯 | | |
| 前納 | × | × | | 前納 | |
| 環境 R P | | | | | 環境 R P |

(注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「多頻度」は事業者向け多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引、「前納」は E T C 前納割引、「環境 R P」は環境ロードプライシングをそれぞれ指すものとする。

□ 重複適用の順序

| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|----------------------------------------------|
| 1 | 環境ロードプライシング |
| 2 | 時間帯割引 |
| 3 | 一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多 頻度割引又はE T C 前納割引 |

別添 1 中「特大車、大型車及び普通車」を「普通車、大型車及び特大車」に、「記〔 1 〕 1 (3)」を「記〔 1 〕 2 (2)」に改める。

別添 2 中「記〔 1 〕 2 (2) 」を「記〔 2 〕 1 (2) 」に、「最短経路により算出するもの」を「距離」に改め、別添 2 の本文に後段として次のように加える。

なお、出入口等相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行した時の最短経路により算出したキロ程を適用する。ただし、記〔 4 〕 2 により通行した場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでのキロ程と引き続いて阪神高速道路に再流入してからのキロ程を合算したキロ程とする。

別添 2 の表を次のように改める。

